

静岡県立中央特別支援学校  
いじめの防止等のための基本的な方針  
(改定 令和8年9月)

学校教育目標

「皆と共に 心豊かに たくましく 生きる力を育てる」



学校教育目標を受けて

児童生徒の「命と人権」を守る学校

一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、「人を大切にする」  
健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない学校づくりになると考える。

「皆と共に（学校目標）」から

児童生徒が、お互いの良さに目を向け、共に学ぶ仲間として助け合い、励まし合い、  
切磋琢磨すると共に、自分の意見を持ちつつも相手の気持ちや立場になって考えるな  
ど、心豊かで人の痛みがわかり、「人を大切にする」ことができる学校を目指す。

「キラリ&ホット活動」

教職員一人一人が人を尊重する倫理観を持ち、児童生徒の人格や人権を尊重する。

それぞれの良さを大切にする視点で「人を大切にする」取り組みとして、学校にかか  
わる全ての人がお互いの良さや頑張りを認めあう「キラリ&ホット」の視点を大切にし  
ていく。

※キラリ&ホットについて

キラリ&ホットとは、中央特別支援学校学校の児童生徒、教員、保護者など、かかわる全  
ての人が「キラリ」と光ったり、心が「ホット」と温まったりすることを、伝え合ってつながつて  
いこう、という考え方です。この考え方で、人権感覚、自己肯定感をたかめ、いじめ等を未然  
に防ぐ。

## 第1章 いじめ防止等に対する基本的な考え方

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の施行より、静岡県の「静岡県いじめ防止等のための  
基本的な方針」に基づいて、静岡県立中央特別支援学校におけるいじめの防止、未然防止、  
早期発見及び、早期対応について基本的な考え方や具体的な対応等について定めたものであ  
る。

## (1) いじめの現状

いじめの認知件数は年々増加しており、令和6年度の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件(前年度732,568件)であり、前年度に比べ36,454件(5.0%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は、61.3件(前年度57.9件)となった。特別支援学校はいじめ認知件数は、3,324件(前年度3,032件)であり、軽視できるものではなく憂慮すべき状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後4年連続増加し、過去最多となった。いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、一人一台端末を活用した心の健康観察の導入、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどで、いじめの認知件数が増加したと考えられる。(文部科学省令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より)

## (2) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止対策推進法第2条より)

- ・よけられる、無視される、仲間外れにされる。
- ・怒鳴られる、叩かれる、蹴られるなど暴力行為をされる。
- ・いじられたり、悪口を言われたりする。
- ・おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする。
- ・SNSなどのメールやネット上のサイトなどに不快なことを書かれている。
- ・人前で不快なことや恥ずかしいことをされる。

など、いじめた側の善悪の意識に関わらず、された側が苦痛とを感じる全ての事柄をいじめと考える。

## (3) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。いじめを受けたこどもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめたこどもや周りのこどもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめを未然に防止することが最も重要です。いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

### いじめの理解にあたって留意すること

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けたこどもの立場に立って判断する。苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることがある。規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったり、「観衆」として囃し立ておもしろがったりする児童生徒や「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをし関わらない児童生徒がいることにも留意し、本人や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

## 2 いじめに対する基本的な対策

### (1) 未然防止、早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりに、いじめにつながる兆候やいじめの行為を見つけていく。

#### ① 未然防止について

##### (ア) 道徳教育の推進

- ・人権に関する研修を実施し、各学習集団で人権教育に取り組む。
- ・互いの理解を深めるため、他学部、他学年間の交流を行う。

##### (イ) こどもの自主的活動の場の設定

- ・仲間の良さを認め合い、人を大切にする心を育てる。(キラリ&ホット活動)
- ・児童、生徒会活動を通して児童生徒の良さを引き出し認める。
- ・挨拶運動を通して挨拶の日常化を図る。

##### (ウ) 保護者や地域への啓発

- ・面談や連絡ノート等で児童、生徒の成長やあらわれを共有する。
- ・学校説明会やホームページ等でいじめに対する取組を公開する。

##### (エ) 配慮を要する子どもへの支援

- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携し支援していく。

##### (オ) 教職員の人権意識の向上

- ・人権研修を実施し、教師の人権意識や人権感覚を高める。
- ・人権チェックやグループ目標などの取り組みを通し日常の指導や支援を振り返る。

#### ② 早期発見について

##### (ア) いじめの情報共有

- ・送迎時や参観日などの直接会える機会を活用して保護者と連携をとる。
- ・他の教職員や地域からの情報を集める。

##### (イ) こどもの実態把握

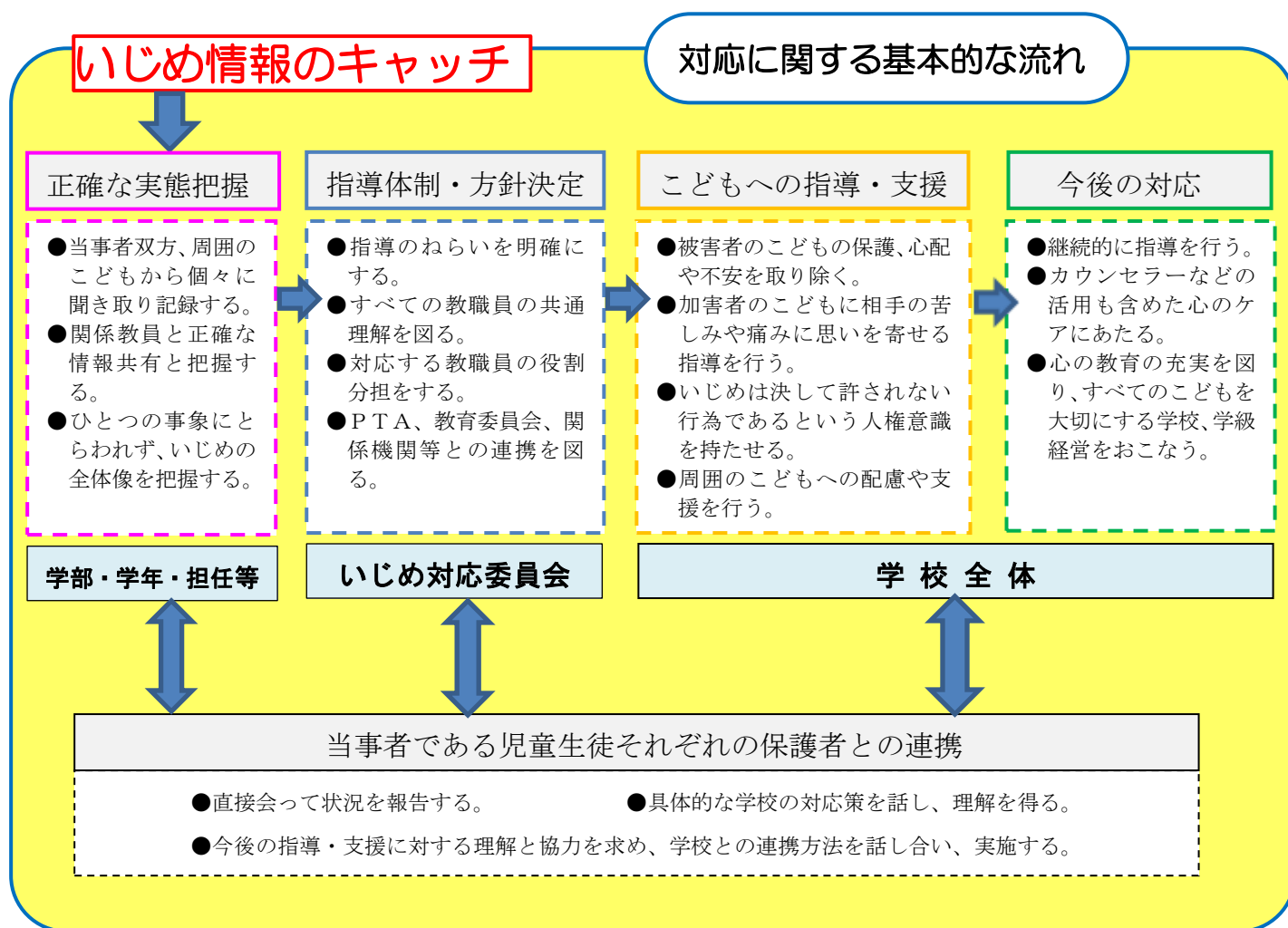
- ・授業だけでなく休み時間等にも声を掛けて、こどもの様子に注意をはらう。こどもとの日頃の会話や表情等の変化に配慮し、日常の生徒指導による気づき、また日常の日記等を通してのこども理解に努める。

##### (ウ) 相談体制の整備

- ・児童生徒への人権に関するアンケート調査を年2回実施するなど、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、こどもや保護者からの訴えを受け止める。

### (2) 早期対応

一人で対応したり、抱え込んだりせず、報告、連絡、相談を行い、組織として対応する。できる限り早期の対応を行うが、人権などにも配慮し、慎重に進めることもある。

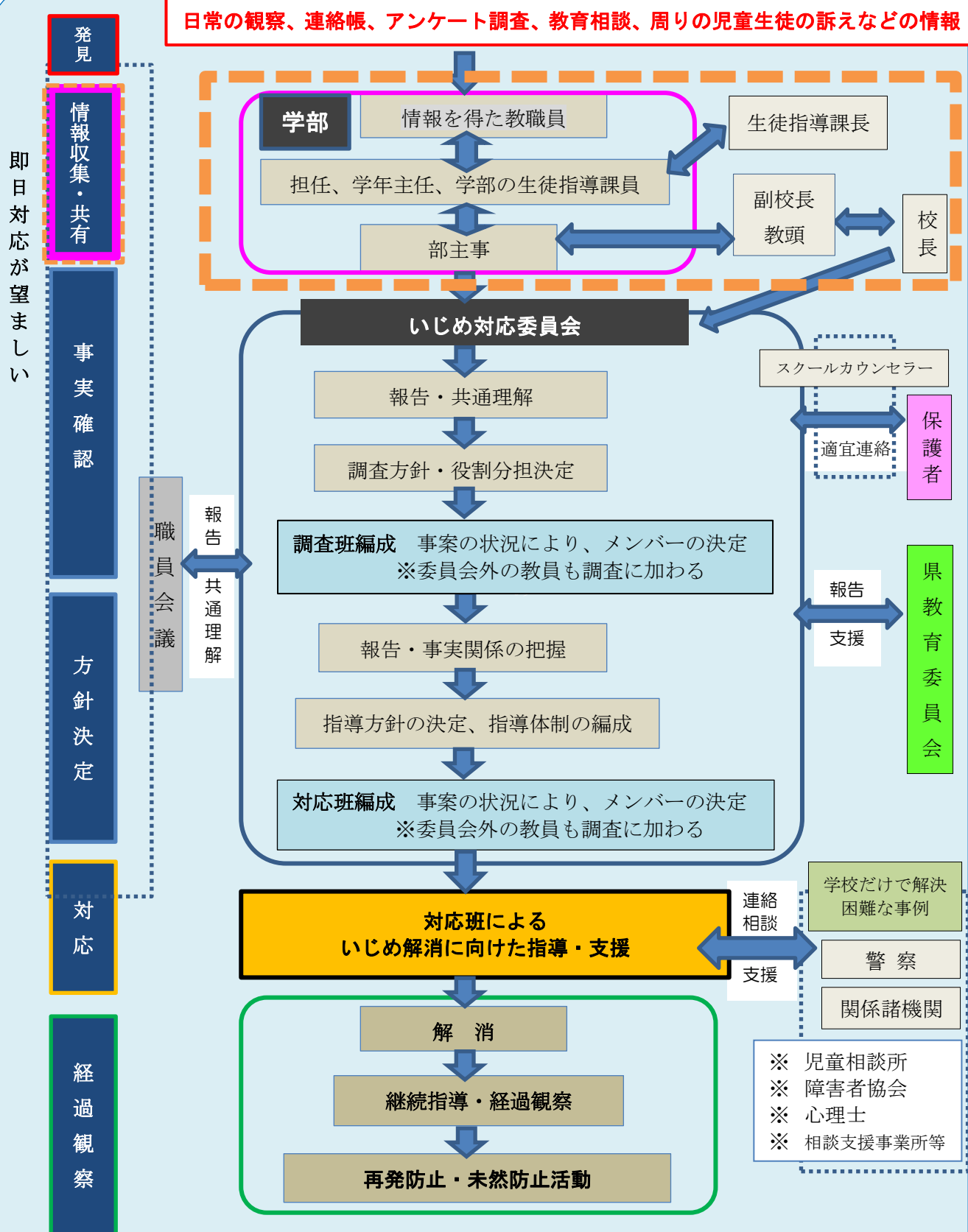


## 第2章 いじめ対策組織

- 組織名** 静岡県立中央特別支援学校 いじめ対応委員会
- 構成員** 校長 副校長 教頭 事務長 学部主事（主任） 教務課長  
生徒指導課長 担任学年 必要に応じて 養護教諭 寮務主任 など
- 役割**
  - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 4 対応の流れ

\*いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでをその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や加害被害の双方の意識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し、慎重に対応する。



\*いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 中央特別支援学校 いじめ情報共有・欠席時対応フロー図

～ 欠席を単なる出欠管理で終わらせず、いじめの早期発見・早期対応につなげるために ～

**1**

### 欠席の把握

児童生徒が登校してこないことを確認（担任）

**2**

### 本人・保護者からの聞き取り（電話連絡等）

#### 聞き取る内容

- ・ 欠席理由
- ・ 家庭での様子
- ・ 本人の心身の状態
- ・ 本人の言葉・訴え
- ・ 学校生活への思い
- ・ 友人関係
- ・ 欠席直前の出来事
- ・ 保護者の心配・要望
- ・ 登校見込み 等

**3**

### 担任が情報を記録し、学年内で共有

（記録：いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どうした）

**4**

### いじめを疑う情報があるか？

※本人の発言、家庭での様子、友人関係などから  
いじめの可能性があるかと判断した場合

**はい**

#### いじめを疑う情報がある

担任・学年主任等へ報告  
（情報の整理・初期対応）

学部主事・生徒指導課長・管理職へ報告  
（情報の共有）

#### いじめ対応委員会

（情報共有・事実確認・調査方針・対応方針の決定）

必要に応じて  
教育委員会・関係機関等と連携

学年職員が家庭訪問を実施  
（必要に応じて）

**いいえ**

現時点でいじめを疑う情報なし

欠席理由への支援  
（家庭との連絡継続、本人の状態確認等）

本人の様子・学校生活・友人関係等の観察  
（担任・学年）

欠席が続く場合  
再度情報を収集し、再判定

**i**

### 家庭訪問の判断・実施

**3日目**：管理職が家庭訪問の必要性を判断

**4日目**：学年職員が家庭訪問を実施

**📋**

### 情報共有する内容（9項目）

- 1 欠席の基本情報（氏名・学年・連絡先等）
- 2 欠席理由（体調不良、家庭の事情等）
- 3 本人の状態（心身の様子・表情・言動等）
- 4 家庭での様子（生活リズム・家庭の状況等）
- 5 学校生活との関連（授業・友人関係・学習等）
- 6 いじめを疑う情報（発言・行動・SNS等）
- 7 周囲から得た情報（他の児童生徒・保護者・地域等）
- 8 学校の対応（実施した支援・指導等）
- 9 今後の対応・判断（再判定・支援計画等）

### ！重要事項

- ・ いじめの疑いがある場合は、一人で対応せず、報告・連絡・相談を行い、組織的に対応します。
- ・ 「いじめがない」と判断しても、欠席が続く場合は再度情報収集を行い、再判定します。
- ・ 欠席が連続する場合は、いじめが要因として考えられるとき、30日前からでも設置者に報告・相談を行います。（文部科学省ガイドラインより）

継続的な情報共有と組織的な対応で、児童生徒の安全・安心を守ります

## 6 人権教育年間指導計画及び、いじめ防止等のための年間計画



### 令和8年度 人権教育年間指導計画

(いじめ防止等の年間計画)

※太字は児童生徒会の活動

| 月 / キラリ&ホット目標<br>(児童生徒いじめ防止等の目標)   | 活動内容 (太字は児童生徒の活動)                                                                                                                                                 | 教職員への理解促進の場や<br>研修について                        |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 4月<br>「はじめまして！温かな気持ちの<br>良い挨拶をしよう」 | 人権便り発行（生徒指導課）<br>児童生徒会挨拶運動週間（全校）                                                                                                                                  | ・いじめ対応委員会<br>・人権教育について（周知）                    |
| 5月<br>「呼び方に気を付けよう<br>『さん』付けを意識しよう」 | 1年生おめでとうの会／迎える会（小・中・高）<br>人権の花「ひまわり」の栽培（小学部）歓迎会（寄宿舎）<br>生徒総会「人権を考える」（中・高）<br>SNS・情報モラルに関する学習（高等部）<br>人権グループ目標決定（各学習グループ）<br>第1回人権推進委員会（5月20日）                     | 人権研修<br>人権教育推進委員会                             |
| 6月<br>「個性を認め合おう」                   | 第1回キラリ&ホット集会（児童生徒会活動）<br>（6月9日）                                                                                                                                   |                                               |
| 7月<br>「お互いの良さががんばりを<br>賞賛し磨いていこう」  | 第1回教職員人権感覚チェック&フィードバック<br>前期子どもの人権に関するアンケート（児童生徒全員）<br>1学期がんばり賞（小学部）<br>職員人権研修（7月28日）                                                                             | 人権感覚チェック&フィード<br>バック①実施<br>こどもいじめアンケート①実<br>施 |
| 8月<br>「人権感覚を確認しよう」                 | 人権便り発行（生徒指導課）                                                                                                                                                     | いじめ防止対策伝達講習<br>人権研修                           |
| 9月<br>「困ったことは相談しよう」                | 児童生徒会挨拶運動週間（児童会・生徒会）<br>シトラスリボン活動（高等部）                                                                                                                            |                                               |
| 10月<br>「相手の立場に立って考えよう」             | 第2回キラリ&ホット集会（児童生徒会活動）<br>（10月7日）                                                                                                                                  | 人権教育推進委員会                                     |
| 11月<br>「感謝、感動を伝え合おう」               | 大輪祭【11月17日（火）～11月21日（土）】                                                                                                                                          |                                               |
| 12月<br>「人権について考えよう」                | 人権週間 12月1日～5日・人権便り発行（生徒指導課）<br>第2回人権推進委員会（12月9日）<br>第2回教職員人権感覚チェック&フィードバック<br>後期 子どもの人権に関するアンケート（児童生徒全員）<br>友だちの好きな曲を知るリクエストソング（中学部）<br>2学期がんばり賞（小学部）キラリホット賞（中・高） | 人権感覚チェック&フィード<br>バック②実施<br>こどもいじめアンケート②実<br>施 |
| 1月<br>「当たり前を見直そう」                  | 児童生徒会挨拶運動週間（児童会・生徒会）                                                                                                                                              | いじめ対応委員会                                      |
| 2月<br>「声を掛け合おう」                    | 第3回教職員人権感覚チェック&フィードバック<br>生徒総会（中学部・高等部）                                                                                                                           | 人権教育推進委員会                                     |
| 3月<br>「お互いの頑張りを労おう」                | 3学期がんばり賞（小学部）<br>6年生卒業おめでとう・ありがとうの会（小学部）<br>3年生を送る会（中学部・高等部）生徒総会（中学部）<br>送別会（寄宿舎）                                                                                 | 人権感覚チェック&フィード<br>バック③実施                       |

※キラリ&ホットメッセージ、人権グループ目標反省については、毎月実施する。

## 第3章 重大事態への対応

### 重大事態対応フロー図

#### 【いじめの疑いに関する情報】

- いじめ防止対応委員会がいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、県教育委員会(以下「教育委員会」)へ報告

#### 【重大事態の発生】

- 教育委員会に重大事態の発生を報告
  - ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日間を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

#### ◎教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応で当たる。

##### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ※ いじめ防止対応委員会を母体として、当該重大事態に応じて適切な専門家を加える。

##### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係を特定するのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実をしっかり向き合おうとする姿勢で取り組む。
- ※ 先行して調査してある場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

##### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告を行う。)
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ※ 得られた調査情報は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の児童生徒や保護者に説明する。

##### ● 調査結果を教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

##### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 教育委員会が調査主体の場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。